



いっしょ まな
一緒に学ぼう!

た ま し
多摩市

こ わかもの けん り ほ しょう
子ども・若者の権利を保障し
し えん かつやく すい しん じょうれい
支援と活躍を推進する条例



た ま し
多摩市



しょう がっ こう ねん せい 小学校 6 年生のみなさんへ



た ま だいがくし む い な お き きょうじゆ がくせい
多摩大学下井直毅教授と学生のみなさん

この本は「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」（略して「**子若条例**」）をみなさんによく知ってもらうために、大学生のお兄さん・お姉さんたちが一生懸命内容を考えて作りました。

この本を通じて、「**子若条例**」について楽しく学んでもらえたらうれしいです。



も く じ

キャラクター紹介

..... 2

いっしょに素敵なまちをつくらう！

..... 10

子若条例ってどんな条例？

..... 3

ま と め

..... 11

みんなが持っている権利

..... 7

知っていますか？

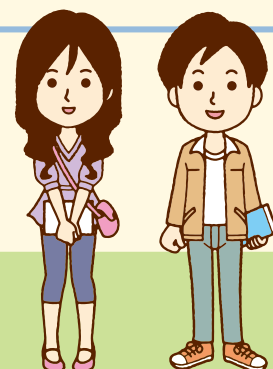
ヤングケアラー..... 13

自分の意見を言ってみよう！

..... 9

困ったときの相談先

..... 14





キャラクター紹介

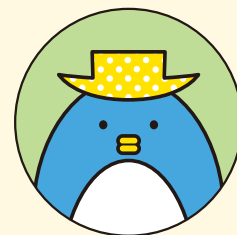
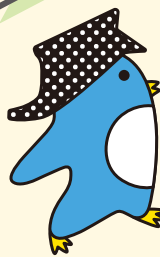
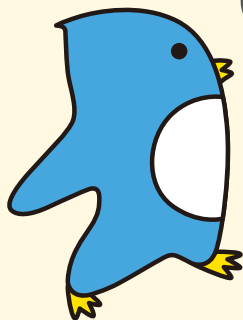
一緒に子若条例について学ぶ仲間たちを紹介するよ！
まずは多摩市のカタチをよく見てみてね。



多摩市はこんな
カタチ
をしているよ。

多摩市のカタチをしたゆかいな仲間たち

わたしの名前は「たまペン」
帽子が大好きな、多摩市のカタチをしたペンギンだよ。

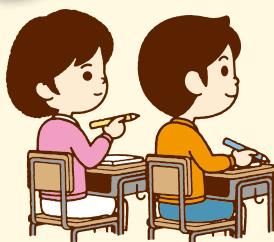


わたしの名前は「たましのび (多摩忍)」
いろいろな色に変身する、多摩市のカタチをした見習いの忍者だよ。





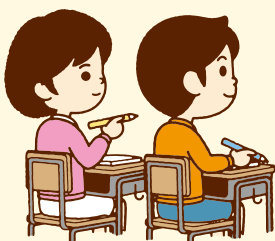
こ わ か じょう れ い じょう れ い 子若条例ってどんな条例？



そもそも条例じょうれいってなんですか？

条例じょうれいは市しがき決めたルールのことだよ。

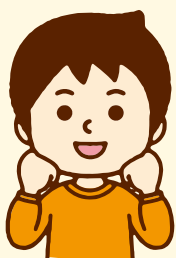
ちなみに、
法律ほうりつは国くにがき決めたルールなんだよ。



どうして子若条例こ わ か じょう れ いができたの？

この条例じょうれいができた背景はいけいには、子ども・若者わかものの貧困ひんこん、虐待ぎゃくたい、いじめ、不登校ふとうこう、ひきこもり、自殺じさつの増加ぞうかなど、さまざまなことがあります。

子ども・若者わかものを誰一人取り残だれひとりともこのこさずに大切たいせつにするまちをめざ目指すためにつくられたんだよ。



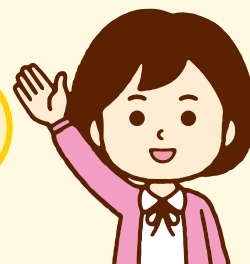
いろいろなこと
に挑戦ちょうせんしたい！

たたかれたり
いやなことを
言われる…



ごはんを
食べさせて
もらえない…

もっと意見いけんが
言いたい！





こ わ か じ ょ う れ い も く て き 子若条例の目的

こ わ か じ ょ う れ い も く て き
子若条例っていったいどんな目的でつくられたの？



すべ こ わ か も の
全ての子ども・若者のみなさんが
①切れ目のない支援を受けられるように
②まちづくりに参画し、活躍できるように
することで、
自分自身を認め、他の人とお互いに認め合いな
がら、将来にわたって希望を持って成長できる
まちを実現することを目的としているよ。

こ わ か じ ょ う れ い つ か い み し ょ う か い
子若条例で使われることばの意味をいくつか紹介するよ。

こ わ か も の 子ども・若者って？

おおむね 30 歳代までの市民のことだよ。
子どもから 30 歳代の若者までを幅広く
カバーしている条例をつくったのは、
多摩市が初めてなんだよ。

まちづくりって？

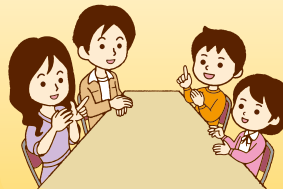
市や地域のさまざまな人たちが
それぞれの強みを生かして、
つながりながら、
暮らしやすいまちをつくる活動のことだよ。

し み ん 市民って？

多摩市に①住んでいる人
多摩市で②働いている人、学んでいる人
③活動する人や団体
④事業活動をする人や団体
を市民というよ。
多摩市に住んでいる人だけではないんだ
ね！学校は④に入るよ。

さん か く 参画って？

何かにするとき、最初の段階から関わ
ることだよ。「参加」と似ているけど、
「参画」は、もともとある集まりに加わ
るという意味があ
るから、少しちが
うんだね。



し と く ち い き き ょ う り ゃ く
市の取り組みだけでなく、地域のみんなで協力しながら、
まちづくりをすることが大切なんだよ！





こ わ か じょう れ い き ほん り ね ん 子若条例の基本理念



き ほん り ね ん
基本理念ってどういう意味ですか？

き ほん り ね ん
基本理念というのは、ものごとの基本的な考え方
ことだよ。こ わ か じょう れ い き ほん り ね ん
子若条例には4つの基本理念があるよ。



① こ ども ・ わ か も の け ん り ほ し ゃ う 子ども・若者の権利の保障

こ ども ・ わ か も の
子ども・若者にとって、もっと よ なに かんが さんちやう
最も良いことは何かを考え、尊重されること。

② き め し え ん 切れ目のない支援

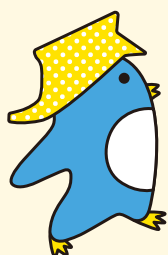
せいちやうだんかい おう
成長段階に応じて、いつでも し え ん う
支援を受けられること。

③ い けん ひやうめい さんかく 意見表明・まちづくり参画

じ ぶん い けん ひやうめい さんかく
自分の意見を表明して、まちづくりに参画できること。

④ さ ま ざ ま し ゅ た い そ う ご き ゃうりよく そ う ご し え ん 様々な主体の相互協力・相互支援

こ わ か も の ふく ひ と し え ん が わ が わ
子ども・若者を含め、さまざまな人たちが、支援する側・される側という
やくわり き たが きやうりよく ささ かんけい
役割を決めつけずに、お互いに協力し、支えあえる関係をつくること。



つまり……

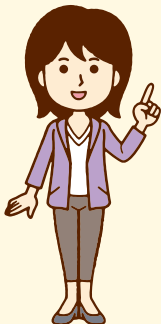
こ わ か も の け ん り ほ し ゃ う
子ども・若者の権利を保障して、
し え ん か つ や く す い し ん
支援と活躍を推進するということだよ。
じやうれい な ま え
条例の名前のとおりだね！



市民と市の役割

子どもや若者の権利を保障し、支援と活躍を推進するためには、市をはじめ、多摩市に住む人々や、多摩市で活動する企業や団体がそれぞれの役割を理解し、協力しあうことが大事です。何かやりたいことや困ったことがあったときにはみんなで協力しあいましょう！

家族



具体的にはどんな役割があるのかな？

困ったときの相談相手になるよ！



地域の人や
周りの大人

事業者

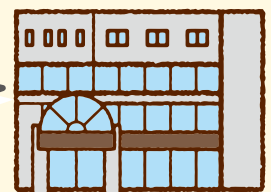


みんなのことをいつも見守っているよ！

職場体験などを通じて、みんなが将来の夢や進路を
考えるきっかけをつくっていくよ！



市役所



みんなが地域の人や事業者の人とすぐにつながれる
ように、いろいろな取り組みをしていくよ！

何かやりたいことや困ったことがあったときには、近くの
信頼できる大人や友だち、市役所などに相談してみよう！
また、みんなも条例で定める市民の一員だよ。
「大人と子ども」、「子ども同士」、みんながお互いに支えあ
う存在になろう！





みんなが持っている権利

条例では子ども・若者の権利について次のように定めています。

- ・子ども・若者には、生きる権利、育つ権利、守られる権利、抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利があります。
- ・子ども・若者には、社会の一員として、意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利があります。
- ・子ども・若者には、結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利があります。

生きる権利

意見を表明する権利

育つ権利

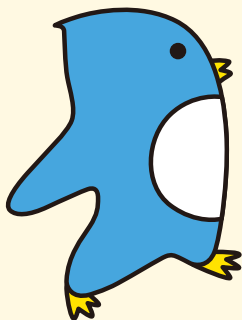
挑戦を後押しされながら成長する権利

守られる権利

挑戦する権利

必要な支援を受ける権利

まちづくりに参画する権利



こんなにたくさんの権利があるんだね

まだまだ探せば見つかるかも！





私たちの生活の中の権利



わからないこと
があるから先生
に聞きにいこう



学級会で
自分の意見を出すぞ



新しい洋服が
欲しいなあ

身のまわりの生活の中にはどんな権利があるんだろう？
みんなで考えてみよう！



例

食べる
病院に行く

勉強する
遊ぶ

生きる権利

育つ権利

ヒント

【子若条例で定める子ども・若者の権利】

生きる権利 育つ権利 守られる権利 必要な支援を受ける権利

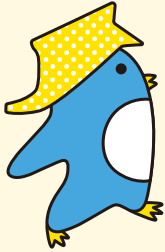
意見を表明する権利 まちづくりに参画する権利

挑戦する権利 挑戦を後押しされながら成長する権利



自分の意見を言ってみよう！

みんなには、^{かんが}考えや^{おも}思いを^{まわ}周りの^{とも}友だちや^{おとな}大人に^{つた}伝えられる^{けんり}権利があります。



みんなは、^{まわ}周りの^{とも}友だちや^{おとな}大人に^い言いたいことや^{かんが}考えを^{つた}伝えられているかな？

^{たと}例えば……

- ・このルールは何のためにあるの？
- ・公園でボールを使いたい！
- ・どうしてゲームをする時間が決められているの？ など

^{せいかつ}ふだんの生活や^{なら}習い事、^{ごと}学校のことで、^{がっこう}気になることがあれば^き自分の^{ぶん}意見^{い けん}を書いてみよう！友だちの^{とも}意見^{い けん}も聞いてみよう！

^{じ ぶん}自分の意見

^{とも}友だちの意見^{い けん}

^で出た^{い けん}意見について、^{じ ぶん}自分に^{なに}できることは何かを^{かんが}考えてみよう！



いっしょに素敵なまちをつくらう！

みんなには、まちづくりに^{さんかく}参画する^{けんり}権利があります。

では、まちづくり^{さんかく}参画とはなんだろう？

→みんなの^す住んでいるまちをより^よ良くするために、^{じっさい}実際に^{ぎょうじ}行事に^{さん}参加したり、みんなの^い意見や^{かんが}考えを^{つた}伝えたりすることです。

どのような^{ぎょうじ}行事に^{さんか}参加したいか^か書いてみよう！

- ・^{ちい}地域^きのお祭り^{まつ}
- ・^{はな}花火^び大会^{たいかい}
- ・^{おんがく}音楽イベントなど



^じ自分^{ぶん}の^い意見^{けん}

^{とも}友だち^いの^{けん}意見

その^{ぎょうじ}行事で、^じ自分^{ぶん}には^{なに}何ができるのか^{かんが}考えてみよう！

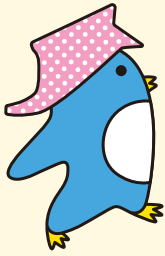
- ・^{じゆん}準備^びのお手伝い^{てつだ}
- ・^{ぎょうじ}行事の^{うんえい}運営など

^し市役所^{しょ}では、ホームページや^{いー}Eメール、^{ゆうそう}郵送（^てハガキ、^{がみ}手紙）など、
^{いろいろな}いろいろな方法で^{ほうほう}市民^{しみん}のみなさんからの^い意見^{けん}を集めているよ。^い意見^{けん}や
^{かんが}考えを^{つた}伝える方法には、^{ほうほう}直接^{ちよく}伝えるほかに^{ちよく}たくさんあるんだね。





まとめ ①



こ わかじょうれい
子若条例についていろいろ学^{まな}ぶことができたね！

ぼく じ ぶん かんが おも とも つた けん り
僕は、自分の考えや思いを友だちに伝えられる権利が
いんしょう のこ
印象に残ったな～
みんなはどんなことがいんしょう のこ
印象に残ったかな？



いんしょう のこ
印象に残った内容を書いてみよう！

じ ぶん
自分

•

•

•

とも
友だち

•

•

•

いんしょう のこ
印象に残った内容はいくつあったかな？



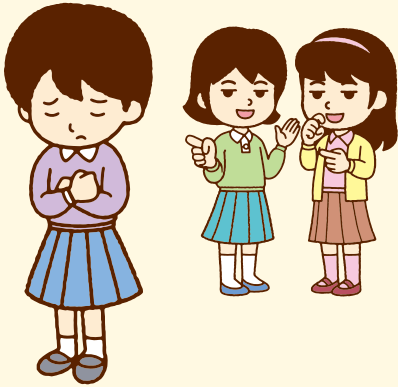
こま
なにか困ったことがあったら、だれかに相談^{そうだん}できる権利^{けん り}
をみんなは持^もっています。

たいせつ じ ぶん まも ゆう き だ こうどう
大切な自分を守るために勇気を出して行動しよう！



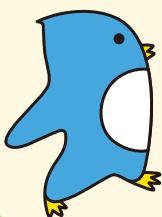
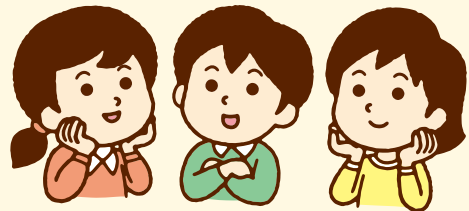
まとめ ②

それぞれの場面について考えてみよう！
 こういう場面では、どうしたらいいんだろう？



かげでいやなことを
 い
 言われたとき

こうえん あたら ゆうぐ
 公園に新しい遊具が
 ほ
 欲しいとき



じぶん おも つた いま かんきょう か
 自分の思いを伝えることで今の環境が変わる
 きっかけになるよ！





知っていますか？ ヤングケアラー



みんなは「ヤングケアラー」ということばを聞いたことがあるかな？
 ヤングケアラーとは
 「本来大人がやるべき家事や家族のお世話などを大人の代わりにいつも行っていることにより、やりたいことができない状態にある子ども・若者」
 のことだよ。ヤングケアラーも、子どもの権利が守られていないことの1つなんだよ。

ヤングケアラーの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のある家族、目の離せない家族の世話や見守りをしている



日本語があまり話せない家族のために通訳をしている



家計を支えるために働き、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

イラスト提供：こども家庭庁

家事や家族のお世話をする事は決して悪いことではありません。ただ、毎日のように行うことでやりたいことができなかったり、悩んでいる子どもや若者がいることがわかってきました。困ったことがあったら、ひとりで悩まずにだれかに相談しましょう。相談先は次のページに書いてあります。





こま そう だん さき 困ったときの相談先

これまで学んできたように、みなさんには意見を表明する権利や、必要な支援を受けられる権利があるよ。

つらいことや、困ったことがあったら信頼できる近くの人に相談してね。家族や先生、お友達に相談しづらいことがあれば、市役所に相談することもできるよ。

「ひみつ」は絶対に守るので、安心して相談してね。



か てい こども家庭センター「にじたま」 (こどもと家庭に関する総合相談)

ふだんの生活やおうちのことなど、なんでも相談できます。
たたかれたり、いやなことをされたりして悩んでいたら電話してください。

住 所 多摩市関戸 4-19-5
電話番号 042-355-3777
受付時間 月曜日から土曜日：9：00～18：00
(日曜日・祝日・年末年始はお休みです)

きょういく 教育センター (でん わ きょういく そうだん こ 電話教育相談「子どもホットライン」)

学校での悩みやいじめに関することなど、いろいろなことが電話で相談できます。ひとりで悩まずに電話してください。

電話番号 042-372-2000
受付時間 月曜日から金曜日：10：00～12：00
13：00～17：00
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休みです)

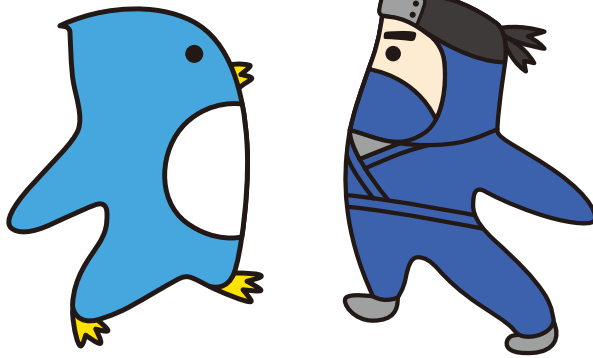


どちらも、名前を言わずに相談することもできるよ。
悩んでいることがあれば、勇気を出して相談してみよう。

いっしょ まな
一緒に学ぼう!

た ま し
多摩市

こ わか もの けん り ほ しょう
子ども・若者の権利を保障し
し えん かつ やく すい しん じょう れい
支援と活躍を推進する条例



しょうがっこう
小学校

ねん
6年

くみ
組

な まえ
名前